

平成 24 年度長久手市の地域福祉に関する市民意識調査報告（概要版）

平成 25 年 3 月 28 日

愛知県立大学教育福祉学部
佐野治研究室・松宮朝研究室

1. 調査の概要

本調査は、この長久手市地域福祉計画策定のための基礎資料とすることを目的とした市民意識調査である。長久手市民の地域福祉推進についてのご意見をうかがい、今後の福祉推進に役立つよう分析・提言を行うものである。

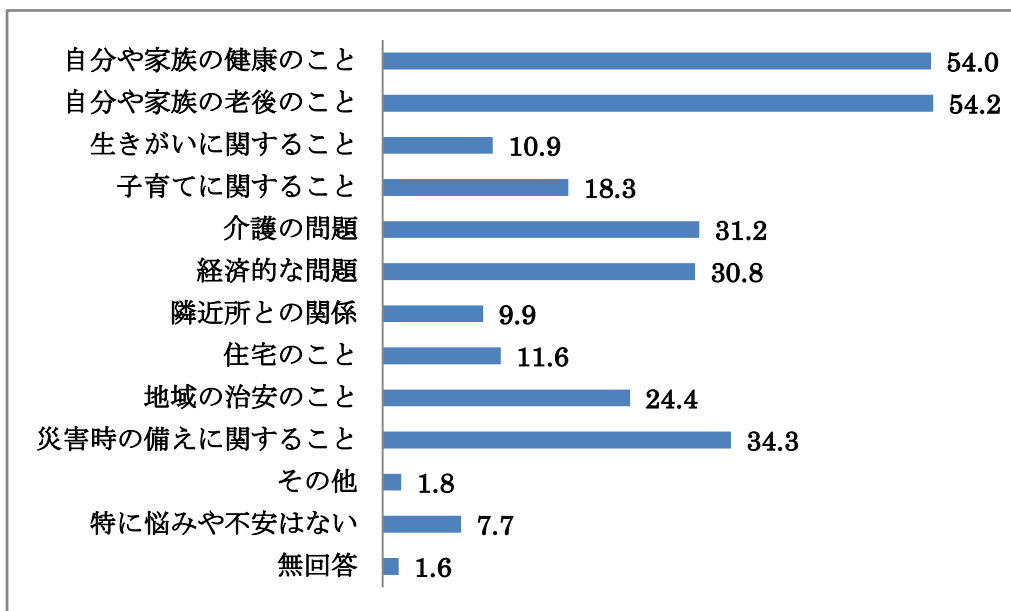
調査対象 : 長久手市に在住する満 18 歳以上の市民
標本数 : 20,000
標本抽出方法 : 住民基本台帳による単純無作為抽出
調査方法 : 郵送法
調査期間 : 2013 年 2 月 4 日（調査票発送日）～2 月 22 日（調査票返送締め切り日）

表 1：回収状況

	度数	%
標本数	20,000	
有効送付数	19,902	100.0
回収数／率	7,223	36.3
有効回収数／率	7,213	36.2

2. 地域福祉に対する考え

図 1：生活上の不安（%）

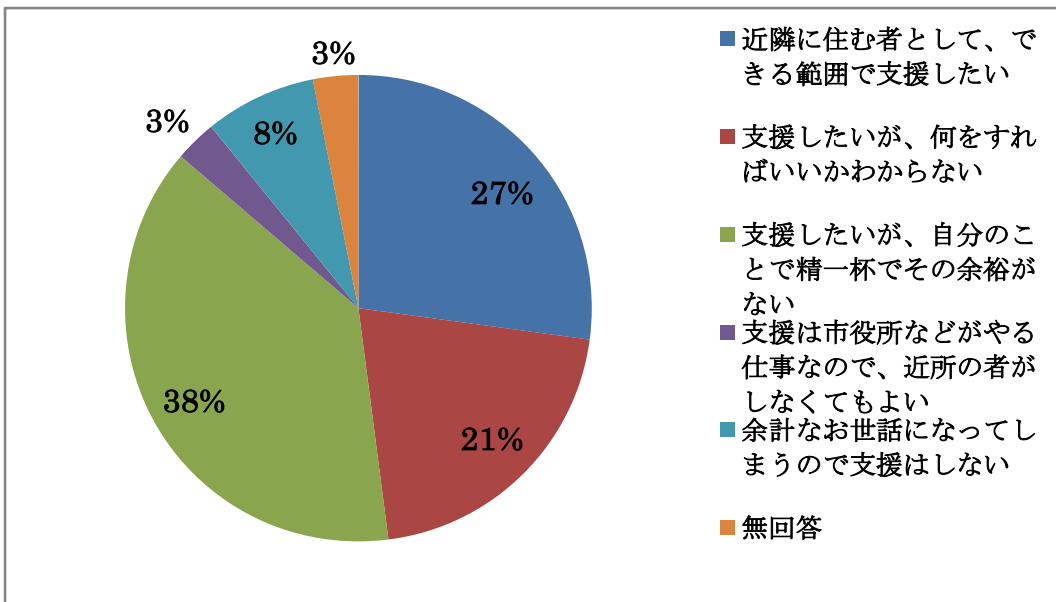


生活上の不安としては、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」が半分以上が回答している。

「災害時の備えに関すること」「介護の問題」「経済的な問題」が 3 割を超えており、「地域の治安」については約 1/4 が回答している。

逆に、「特に悩みや不安はない」という回答は 1 割に満たない。

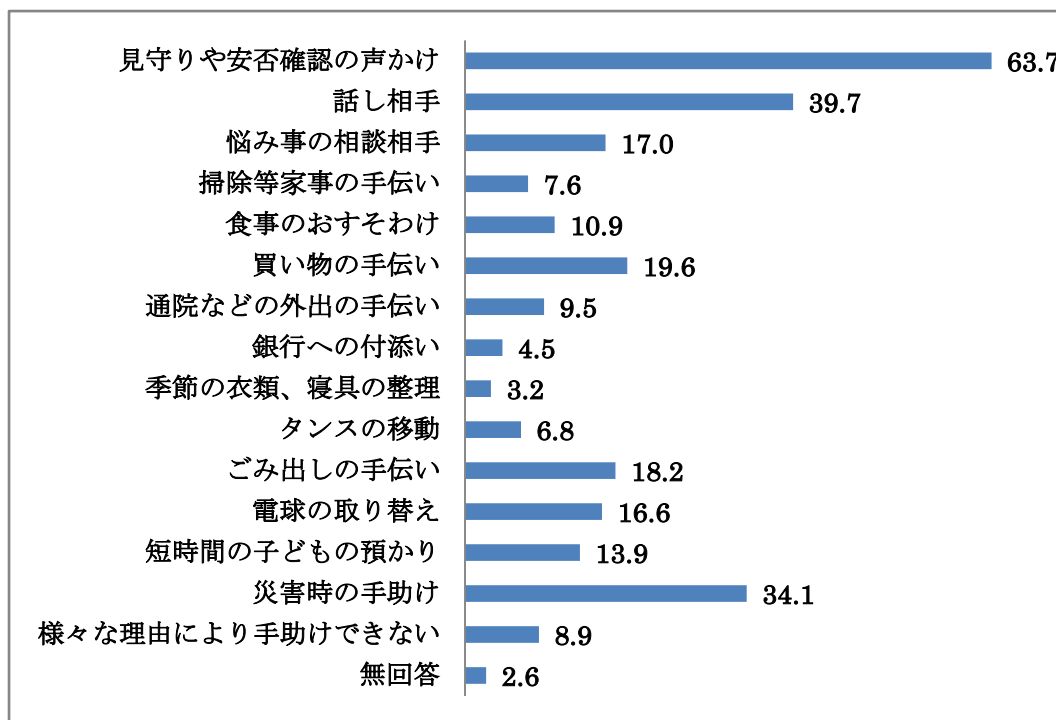
図2：要支援者に対する意識



「近隣に住む者として、できる範囲で支援したい」「支援したいが、何をすればいいかわからない」が合わせて半数弱を占めている。

「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」という回答が38%と最も多く、支援はしないという回答は合わせて11%と少ない。

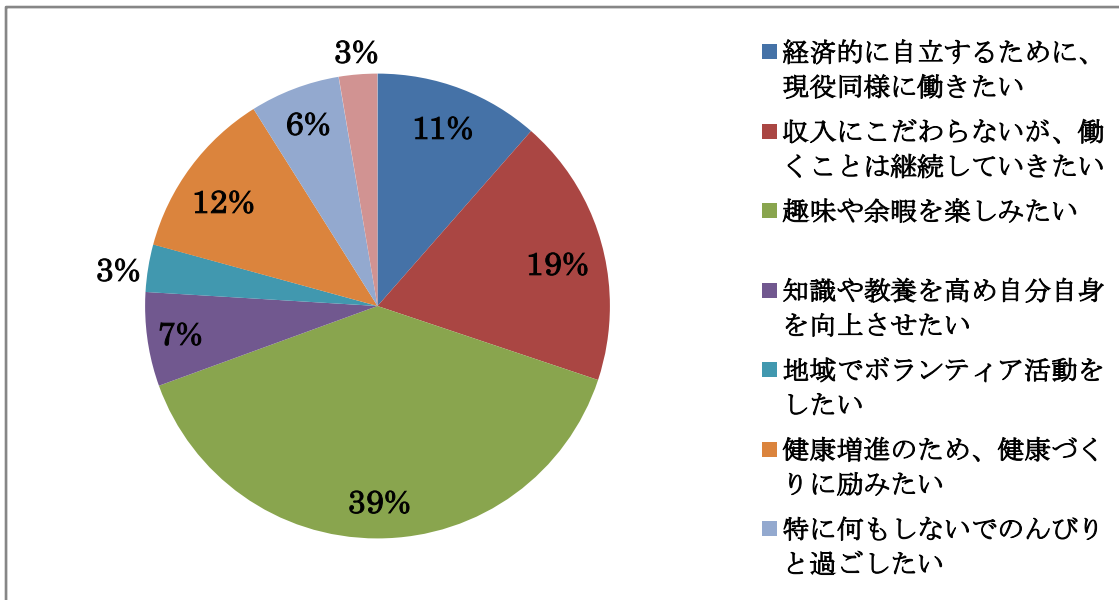
図3：手助けできること (%) (N=6,221)



回答が多かったのは、「見守りや安否確認の声かけ」63.7%、「話し相手」39.7%、「災害時の手助け」34.1%となっている。同じ相談でも、「悩み事の相談相手」では17.0%と低くなり、「買い物手伝い」「ごみ出しの手伝い」のような日常的な支援は2割を切っている。

また、「電球の取り替え」、「タンスの移動」のように、家の中に入る必要のある手助けは低くなっている。

図4：高齢期の希望

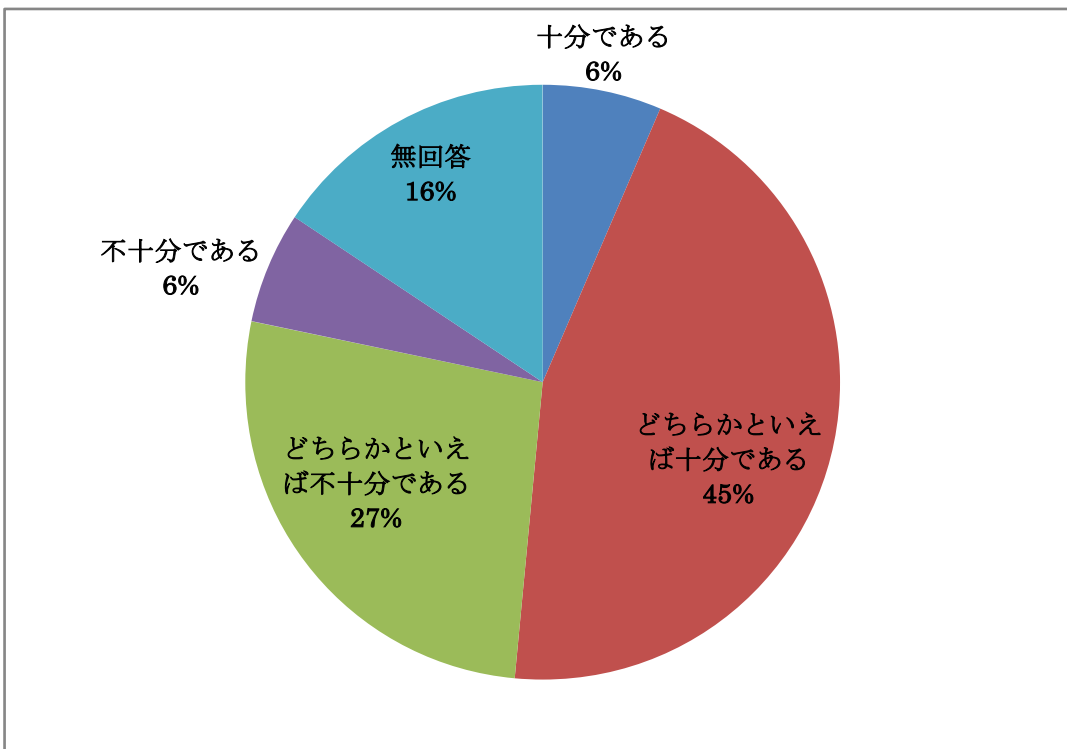


高齢期の希望としては、「趣味や余暇を楽しみたい」が39%も最も高い。

その一方で、「収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」19%、「経済的に自立するために、現役同様に働きたい」は11%で、合わせて約3割となる。

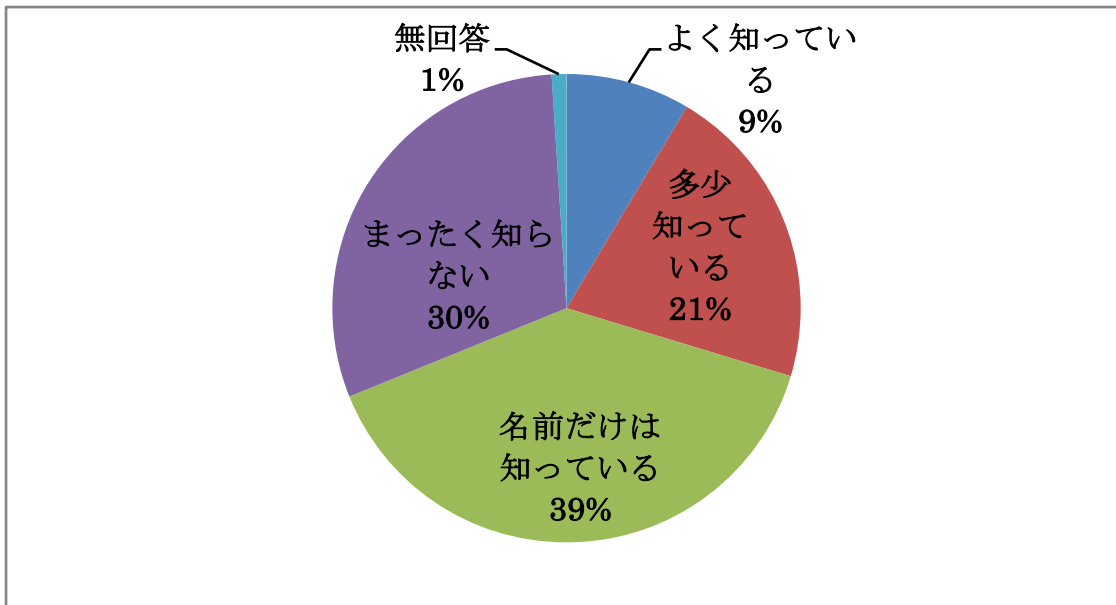
3. 長久手市の福祉サービス・事業についての認知度・評価

図5：長久手市の福祉サービス・事業に対する評価



長久手市の福祉サービス・事業に対する評価については、「十分である」6%、「どちらかといえば十分である」45%と、肯定的な評価が合わせて半数強であり、「不十分である」6%、「どちらかといえば不十分である」27%と否定的な評価は合計して約1/3である。注意すべきは、無回答が16%もあることで、自由回答にもあったように実際に利用していない市民にとって、回答することができないという方が多かったようにも考えられる。

図6：民生委員・児童委員の認知

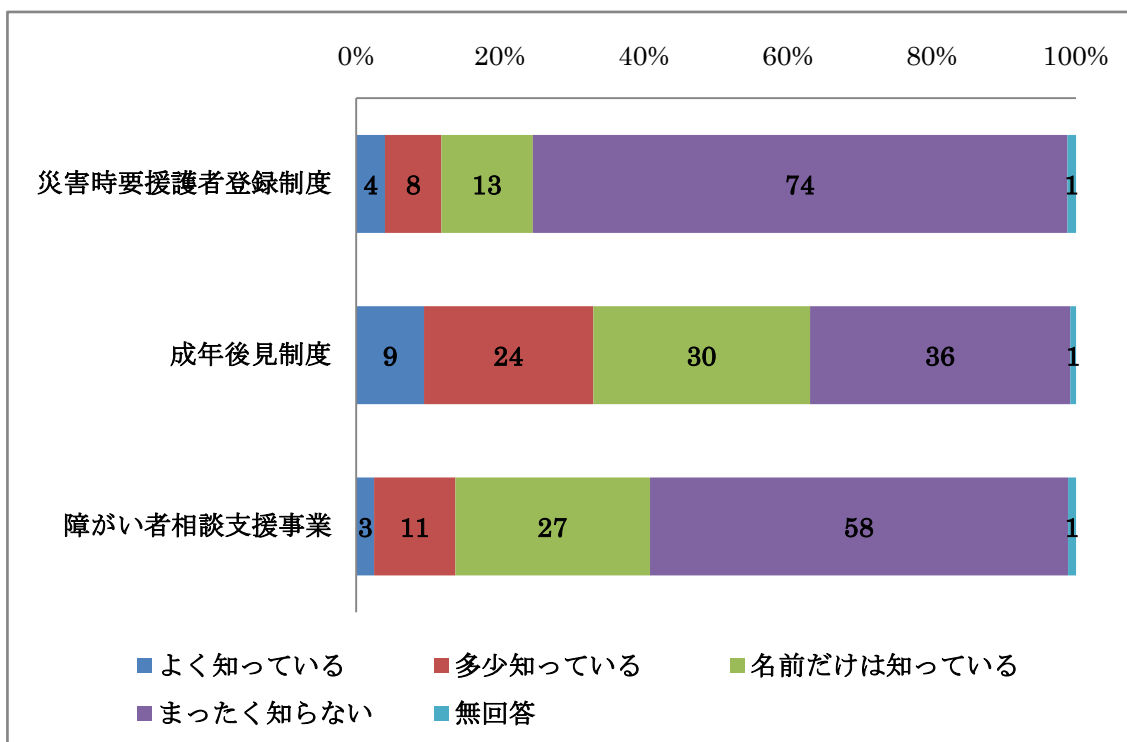


民生委員・児童委員の認知については、活動内容については知らないという「名前だけは知っている」という回答が約4割である。

活動内容についても認識しているという「よく知っている」は9%、「多少知っている」が21%で、合わせて約3割にとどまっている。

「まったく知らない」という回答も3割となっている。

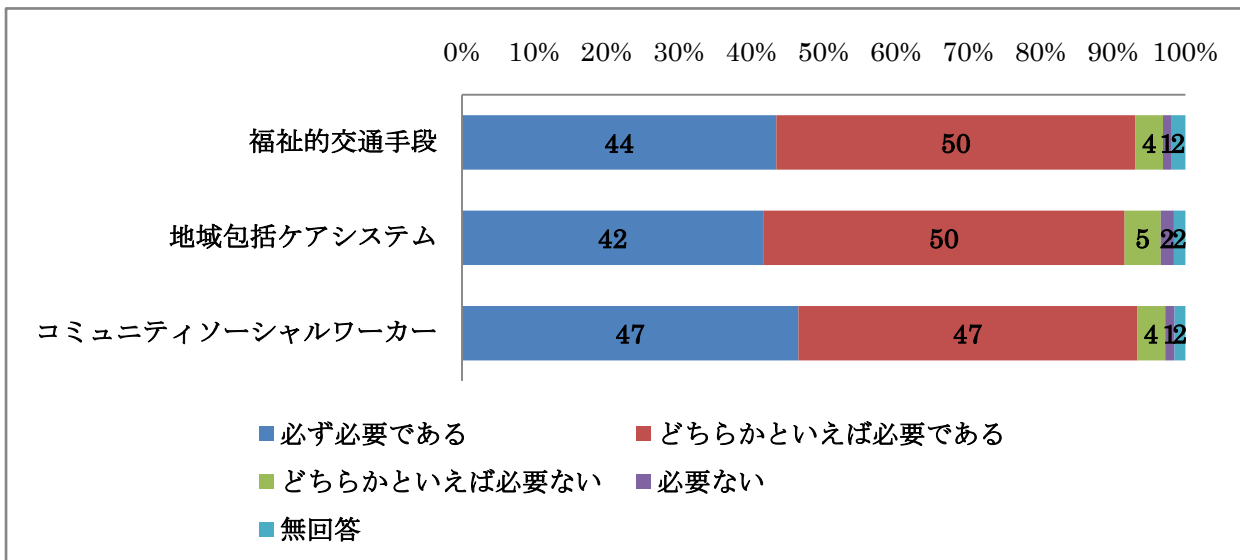
図7：事業の認知 (%)



災害時要援護者登録制度、成年後見制度、障がい者相談支援事業の認知状況のすべてにおいて、「まったく知らない」という回答が一番多くなっている。

その中でも特に認知度が低いのが、災害時要援護者登録制度（74%）であり、障がい者相談支援事業も6割弱が「まったく知らない」としている。

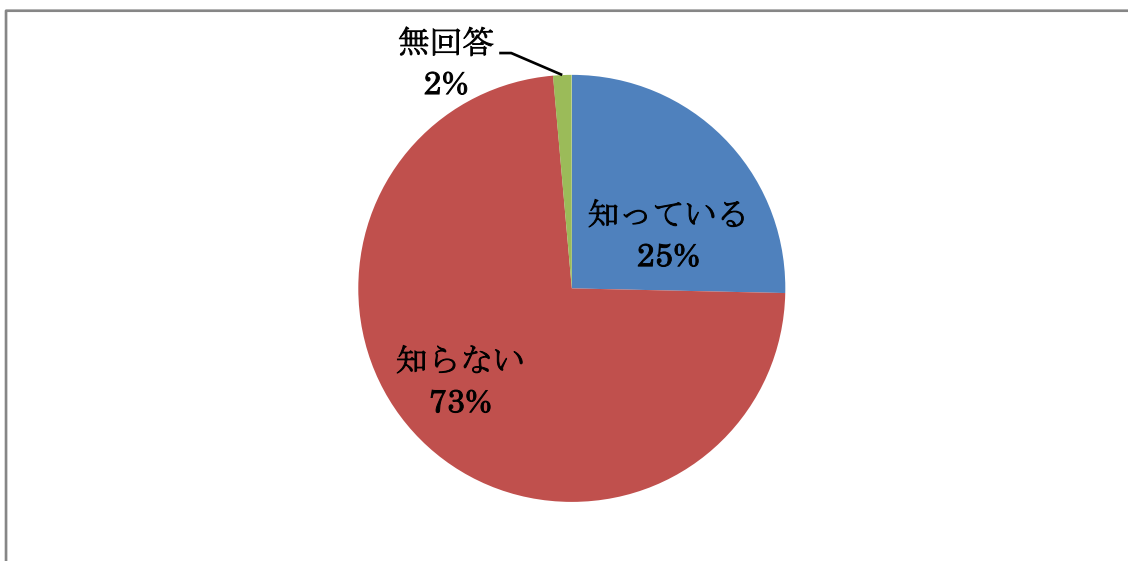
図8：福祉サービスに対するニーズ (%)



福祉的交通手段、地域包括ケアシステム、コミュニティソーシャルワーカーのいずれも、「必ず必要である」「どちらかといえば必要である」が合わせて9割を超えている。

逆に、「どちらかといえば必要ない」は4~5%、「必要ない」は1~2%と低い値であり、これらの福祉サービスについては強いニーズがあると見ることができる。

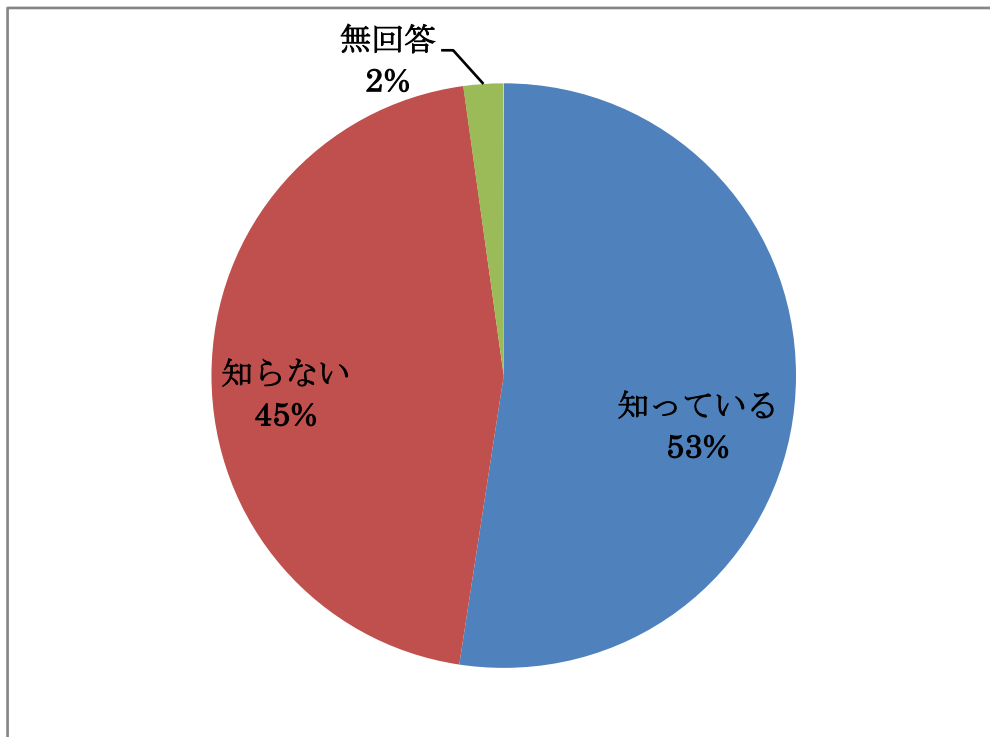
図9：地域包括支援センターの認知



地域包括支援センターの認知については、「知っている」が約1/4、「知らない」が約3/4であり、「知らない」という回答が3倍近くとなっている。

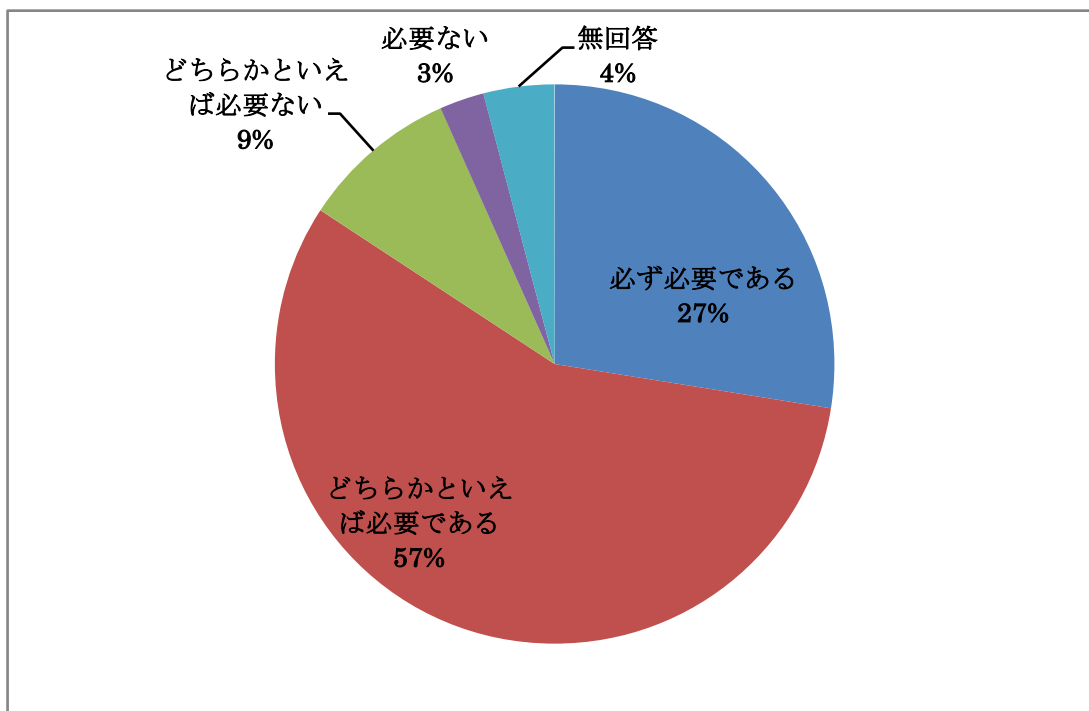
4. 長久手市社会福祉協議会についての意識

図 10：社会福祉協議会の認知



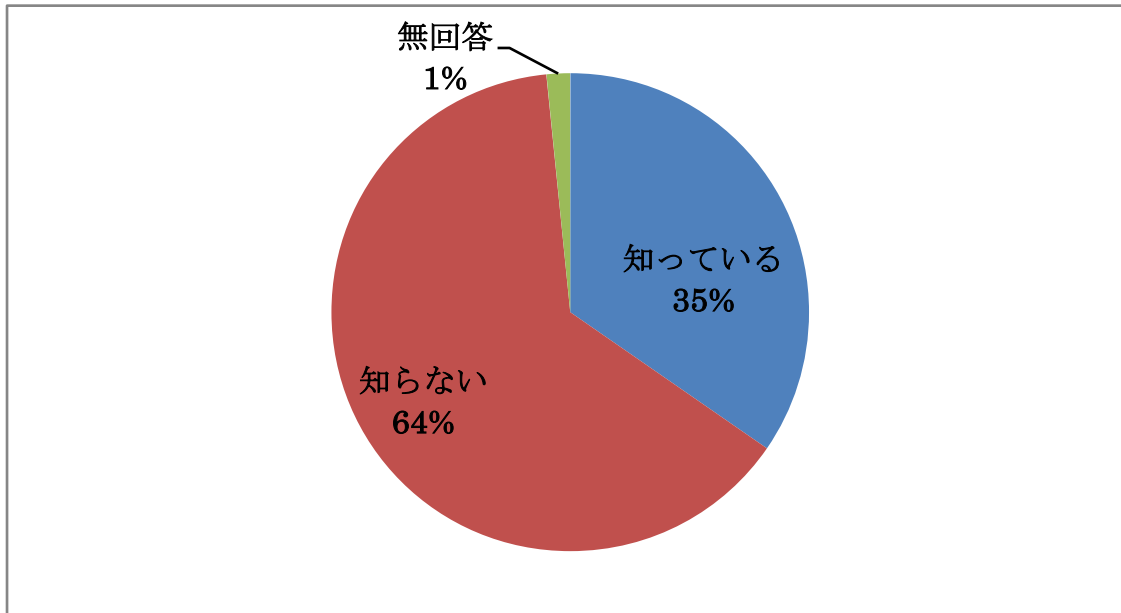
社会福祉協議会の認知について、「知っている」が53%、「知らない」が45%と若干上回る程度である。半数以上が認知しているということよりもむしろ、半数近くが認知していないという状況を重視すべきだろう。

図 11：地区社協に対するニーズ



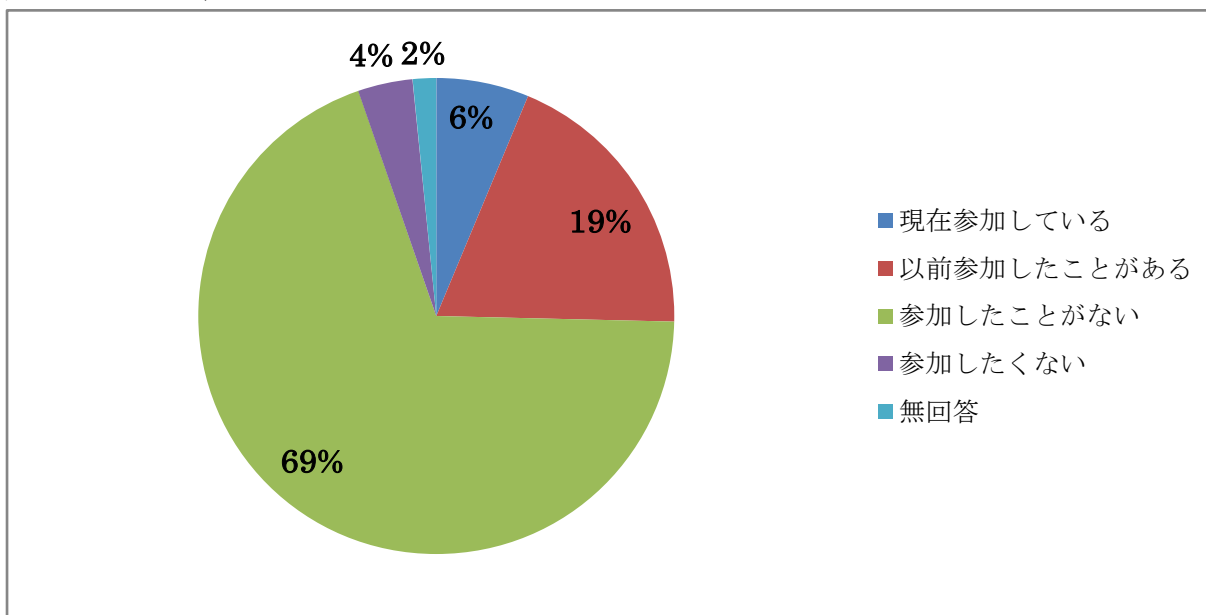
地区社協に対しては、「必ず必要である」27%、「どちらかといえ必要である」57%と合わせて84%が「必要」として
いる。

図 12：長久手市ボランティアセンターの認知



長久手市ボランティアセンターの認知について見ていくと、「知っている」が約 1/3 であるのに対して、「知らない」が約 2/3 と倍近く多い。

図 13：ボランティア参加



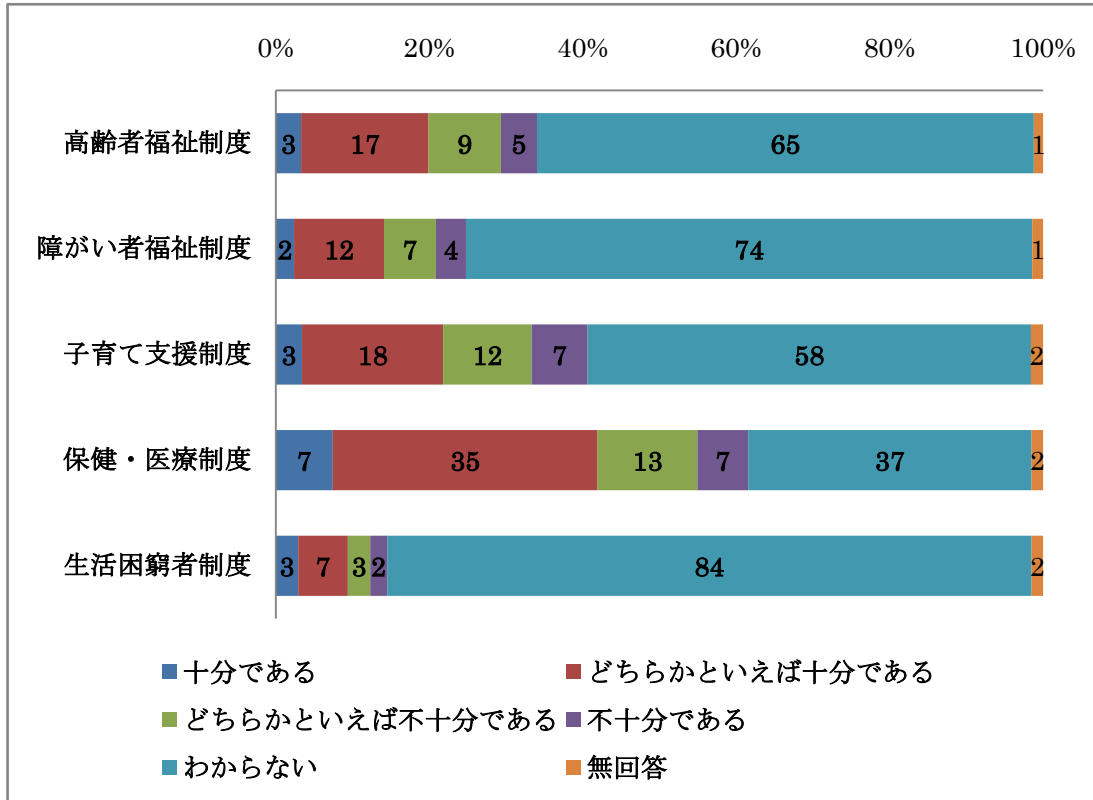
ボランティア参加については、「参加したことがない」が最も多く 69%と 7割近くを占めている。

「以前参加したことがある」が約 2割で、「現在参加している」は 6%と極めて少ない。

もっとも、「参加したくない」と、明確に参加を否定する回答も 4%に過ぎないことから、「参加希望」が少ないというわけではないと考えられる。この点は、今後のボランティア活動をどのように進めていくかを考える上では重要な点である。

5. 長久手市の福祉事業についての認知度・評価

図 14：福祉制度に対する評価（％）



「高齢者福祉制度」「障がい者福祉制度」「子育て支援制度」「保健・医療制度」「生活困窮者制度」の認知度・評価の回答で最も多いのが、「わからない」という回答である。

なかでも、「生活困窮者制度」は84%と突出しており、「障がい者福祉制度」は約3/4、「高齢者福祉制度」は約2/3、「子育て支援制度」も6割弱と、半数以上が「わからない」としている点を重視するべきだろう。「わからない」という回答が最も少ない「保健・医療制度」でも37%である。

一方、「わからない」という回答を除いて評価された回答の比率を見ていくと、すべてで「十分である」「どちらかといえば十分である」という肯定的な回答が、「不十分である」「どちらかといえば不十分である」とする否定的な評価を上回っている。

ただし、「保健・医療制度」に肯定的な評価が否定的な評価を倍近く上回っているだけで、「高齢者福祉制度」「障がい者福祉制度」「子育て支援制度」については、肯定的な評価と否定的な評価の差がそれぞれ6ポイント、3ポイント、2ポイントに過ぎない。この3つの福祉制度に関する厳しい評価については十分な認知が必要である。

6. 調査結果から示唆される地域福祉計画策定の方向性

①福祉制度・サービスに対する認知度の低さ

まず、地域福祉計画策定に向けて最も重視すべき点は、長久手市、および長久手市社会福祉協議会の福祉制度・サービスに対する認知度の低さである。全般的な広報活動も必要であるが、その際、次の点に留意が必要と思われる。

第1に、特に認知度が低い10～40代への広報活動である。

第2に、認知度の地域間格差への配慮である。全般的に、社会福祉協議会、ボランティアセンターがある東小学校区で認知度が高く、逆に市が洞小学校区で低い傾向が認められる。特に市が洞小学校区への広報活動が必要と考えられる。

②近隣での支援、ボランティア参加の低さ

本調査の結果から認知しておくべきは、地域活動、特に近隣での支援、ボランティア参加の低さである。なかでも10～40代で特に低い傾向が認められる。

近隣での支援については、「支援したいが、何をすればいいかわからない」と回答された層でも、「見守りや安否確認の声かけ」68.4%、「話し相手」41.1%と支援の可能性を述べていた。ここからは、支援に対するイメージを喚起する情報提供、活動をうながすモデルがあれば、支援につなげていくことが期待できるのではないかと。

また、今後のボランティア参加の希望では、広い意味での福祉的な活動と言える「子育てに関する支援活動」、「子どもの健全育成に関する活動」、「高齢者への支援活動」は、それぞれ2割強の希望にすぎなかった。しかし、「災害時の援助に関する活動」が31.5%と最も多く、「環境美化に関する活動」28.9%、「芸術・文化・スポーツに関する活動」26.6%、「まちづくりに関する活動」25.3%と相対的に高くなっている。こうした活動と連動する形での地域福祉ボランティア支援を進めていくことが一定の有効性を持つと考えられる。

③福祉以外の事業との連携による強化

生活上の不安としては、「災害時の備えに関すること」「介護の問題」「経済的な問題」が3割を超えており、選択式回答にも多く見られた「地域の治安」については約1/4が回答している。こうした生活上の安心との関連も考慮すべきと言える。

また、平成24年度に実施された長久手市市民意識調査では、今後、長久手市が最も力を入れていくべき施策に対する質問（複数回答、上位3つを選ぶ）において、「高齢者福祉の充実」が25.5%と多かった。関連して、「乳幼児・児童福祉の充実」が18.4%であるが、「公共交通機関の整備」が18.8%と続いている点が注目される（長久手市企画部企画政策課編、2012）。本調査、特に多くの記述式回答から明らかになったのは、「公共交通機関の整備」と地域福祉的課題と密接に関連している点である。

以上の点から、今後は、様々な行政によるサービスと福祉サービスとの連携という課題に取り組むことが重要であり、逆に、ここから福祉サービスを充実させていくという道筋も期待できる。

7. 調査結果のまとめと地域福祉計画策定に向けての提言

老後・介護問題、健康、経済、防災や防犯についての不安が多いが、これらは地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を進め、地域包括ケアシステムを構築、実現する過程において、徐々に軽減されていくものと思われる。現在実施されている、高齢・介護問題を担当する地域包括支援センター、災害時要援護者登録制度、障がい者相談支援事業等、各福祉制度の認知度の低さからも、そもそも福祉制度や福祉事業自体が知られていない。加えて、地域福祉推進の担い手である社会福祉協議会、民生委員の認知度も低い。いずれにしても、地域をベースに提供されるサービスや制度、提供機関や人がいるにもかかわらず、知られていないということは、不安を高めるひとつの要因であろう。そのような中であるからこそ、より身近で親しみやすい地域（学区）をベースにした地域包括ケアシステムやコミュニティソーシャルワーカー、地区社協への必要性や期待（8～9割）が高まっているのではないだろうか。

ボランティアの参加希望については、東日本大震災の影響があつた災害時の援助が最も多く、次いで環境美化、芸術・文化・スポーツ、まちづくりと続いている。反面、福祉三分野といわれる障がい（児）者、高齢者、児童への対人ボランティアの参加希望は低く、関心の度合いとも関連しているように思われる。対人ボランティアへの参加希望が低い中、対人ボランティアである災害時の援助が高く出ていることから、防災をきっかけに、福祉三分野への関心を高めていくことが可能なのではないか。災害、防災、減災への関心は、災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げる社会福祉協議会自体、社会福祉協議会が平常時に運営するボランティアセンター、さらに支援が必要な人への見守り活動を行っている民生委員、災害時要援護者登録制度、それぞれへの認知度や理解度を必然的に深めるものと思われる。厚生労働省から出された平成19年8月の「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（要援護者支援に係る実施通知）において、災害時などの緊急事態の際の「要援護者の支援」について市町村地域福祉計画にその把握方法、情報共有、支援等の方策を「盛り込む事項」として要請されている。その対象者（要援護者）とは、まさに、高齢者（要介護認定者、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯）、障がい者、妊産婦や乳幼児、子育て家庭等である。よって、本計画の策定を基礎に構築される長久手市地域包括ケアシステムには、災害時などの緊急事態の際の要援護者の支援方策を積極的に取り込んで実現されなければならない。災害弱者（障がい者、高齢者、児童等）を見守り、地域で支えるためには、コミュニティワークの観点からも社会福祉協議会が果たす役割は大きく、さらにライフラインの寸断等の災害時には学区（小・中）よりもさらに小さな地域（小地域）である町内会や隣組（班・組・区）でのつながりや助け合いが求められる。よって、日常的な声かけや見守り活動、地域のつながり（ネットワーク）を促進させる中核、拠点としての地区社会福祉協議会（地区社協）の設置は必須であろう。アンケートにおいても、8割を超えて「必要」としている。

上記、災害弱者とは、本アンケート調査では「近所の要支援者」でもある。要支援者への支援意欲（「支援したい」）は、「何をしたらよいかかわからない」「自分のことで精一杯でその余裕がない」などの理由はあるものの、9割を超えている。そ

の際、「手助けできること」として、見守りや安否確認の声かけ、話し相手、災害時の手助けが多く、この手助けの意欲が、行動へとつながれば、災害弱者を地域で見守り、支えることが可能となるのではないか。その旗振り役、コーディネイト役、まとめ役として社会福祉協議会、さらに地域に密着した地区社会福祉協議会の存在意義は大きい。

「手助けできる内容」において、「対人関係」から見ると、気軽で容易な対人関係（見守りや声かけ、話し相手、災害時の手助け）は高いが、互いにストレスやプライバシーを伴う対人関係（「悩み事の相談相手」、家の中に入る支援）は低くなっている。これは、近所に住む者として行うには、限界があることを示しているのではないだろうか。やはり、これらは専門性を要する領域ではなかろうか。特に「悩み事」などは時にメンタルな問題へと発展する場合も想定されるため、近所の方の情報は、予防や発見機能として位置づけ、専門家へとつながることが望ましい。またその情報は、地区社会福祉協議会、民生委員、社会福祉協議会、行政等へスムーズにつながり、当事者はどのような内容であれ専門家にワンストップで相談でき、相談後も継続的に地域で支えられる、という仕組み（システム）が求められる。このシステムの中に入って活動する専門的相談員であり、コーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーである。アンケートでもコミュニティソーシャルワーカーの配置の必要性が9割を超えている。

高齢期の希望を見ると「趣味や余暇（4割）」、「働く意欲（3割）」が高く、「地域でのボランティア活動」はわずか3%である。趣味や余暇は30代をピークに減少し、60代からは自らの健康問題を自覚してくるのか健康づくりへの関心が高まってくる。75歳以上では趣味や余暇と健康づくりがほぼ差がなくなり、「何もしないでのんびりしたい」割合が増加する。地域でのボランティア活動は年代を問わず3~4%と低い。

趣味や余暇を生かし、働く意欲を高め、健康も増進され、地域社会にも貢献できるものは何かないだろうか？地域福祉計画や地域包括ケアシステムは、公私協働を前提に進められる。またボランティア活動は決して強制されるものではない。その上で、これらを同時に満たすもののひとつに「NPO活動」（あるいは有償ボランティア）があげられる。自らの特技や趣味を生かし、収益をあげられ、生き甲斐とも結びつき、社会貢献も可能となる。地域福祉の実現に非常に重要な位置を占めてきているのがNPO法人である。行政との連携は不可欠となってきた。社会福祉法107条第2項では、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」として、ボランティア団体・NPO法人の支援や法人化の促進も含まれている。特技ややりがいを持った地域住民や分野に特化した法人の主体的な地域福祉活動への参入、推進は、地域包括ケアシステムの構築、成長、発展に不可欠なものである。

●地域福祉計画策定に向けての提言

①地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定において、地域包括ケアシステムの構築に向けて、当該システムの理解を促し、年度ごとの工程表を住民に示す（できれば数値目標を）。

(行政、社会福祉協議会)

②具体的な年度計画には、それぞれの保健医療福祉圏域（学区、町内会、隣組等）を明確にし、公私協働を前提に、①サービス提供体制、②住民の参加の促進に分け、①としては、地域包括支援センターと他のサービス提供機関や人との有機的連携、②として地区社会福祉協議会の設置と地域福祉活動を推進（中でも声かけ、見守り・支え合いネットワーク、サロン活動）する。

(行政、社会福祉協議会)

③ボランティアの機会や情報の提供、ボランティア団体やNPO法人の設立支援。

(社会福祉協議会)

④保健・医療・福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）を、専門性を持った職員と非専門的な職員で構成し、各圏域に配置する。いずれも有給職員が望ましい。

(行政)

⑤災害時要援護者登録制度に対する理解と登録者数を増加させ、災害、防災、減殺を地域福祉との関連で考え、実践する機会を設ける（自主防災組織の育成と要援護者を想定しての避難訓練、福祉避難所運営、災害ボラセンの設置等の実施）。

(行政、社会福祉協議会)

⑥広報活動、情報提供の促進

(行政、社会福祉協議会)